

広島県告示第八百七十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第二項の規定によって、次のとおり猟法を禁止する。

平成二十年十月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

次の区域及び期間においてくくりわなを使用して狩猟鳥獣を捕獲してはならない。

一 区域

広島市安佐北区安佐町小河内地内の一般国道一九一号と広島市と山県郡安芸太田町の行政界との交点を起点として、同所から同行政界を北方に進み、広島市と山県郡北広島町の行政界との交点に至り、同所から広島市と山県郡北広島町の行政界を東方に進み、一般国道二六一号との交点に至り、同所から同国道を南西方に進み、一般国道一九一号との交点に至り、同所から国道一九一号を西方に進み、起点に至る線で囲まれた区域、広島市佐伯区湯来町地内の一般国道四三三三号と一般県道川角佐伯線との交点を起点として、同一般県道を南方に進み一般県道白砂玖島線との交点に至り、同所から一般県道白砂玖島線を西方に進み広島市と廿日市市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を西方に進み、北方に進み広島市と安芸太田町の行政界との交点に至り、同所から広島市と安芸太田町の行政界を東方に進み一般国道四三三三号との交点に至り、同所から同一般県道を南方に進み一般県道川角佐伯線との交点に至る線に囲まれた区域、廿日市市吉和一円、山県郡安芸太田町一円及び同郡北広島町の中国縦貫自動車道より南側を除く区域

二 期間

平成二十年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで